

地域包括支援センターの運営状況について

- 1 相談件数
- 2 地域包括支援センター運営協議会（区・支所運営協議会）
- 3 地域包括支援センター運営会議 <区・支所主催>
- 4 専門職員会議 <地域包括支援センター主催>
- 5 地域ケア会議 <地域包括支援センター主催>
- 6 養護者による虐待について
- 7 自己評価表の取組状況について
- 8 平成 21 年度収支状況について
- 9 平成 22 年度収支予算について

地域包括支援センターの運営状況について

1 相談件数

平成 21 年度

	相談件数				相談人数	
	(延べ)	相談内容 別件数(延 べ)a	うち, 介護予防 b	(%) b/a*100	(延べ)	うち, 虐待相談
4月	19,056	22,656	11,909	52.6	8,576	98
5月	18,189	20,972	11,182	53.3	8,184	102
6月	20,196	23,920	12,643	52.9	8,799	103
7月	19,425	23,702	12,664	53.4	8,749	84
8月	19,738	23,509	12,322	52.4	8,659	93
9月	19,274	23,631	12,720	53.8	8,622	81
10月	20,588	24,057	12,781	53.1	9,403	104
11月	18,074	21,291	11,242	52.8	8,636	81
12月	19,901	23,038	12,483	54.2	9,048	87
1月	20,437	24,126	12,463	51.7	9,079	81
2月	19,042	22,134	11,606	52.4	8,889	97
3月	21,087	24,939	12,895	51.7	9,338	91
累計	235,007	277,975	146,910	52.9	105,982	1,102

平成 22 年度

	相談件数				相談人数	
	(延べ)	相談内容 別件数(延 べ)a	うち, 介護予防 b	(%) b/a*100	(延べ)	うち, 虐待相談
4月	20,239	23,535	12,571	53.4	9,116	98
5月	17,681	21,783	11,981	55.0	8,820	75
6月	20,452	23,934	13,122	54.8	9,299	95
7月	20,872	23,988	13,074	54.5	9,389	101
8月	21,200	24,687	13,359	54.1	9,234	103
9月	20,225	23,550	12,998	55.2	9,152	80
累計	120,669	141,477	77,105	54.5	55,038	552

2 地域包括支援センター運営協議会（区・支所運営協議会）

開催状況	
19年度	41回
20年度	42回
21年度	39回
22年度（9月末現在）	14回

- ・ 地域包括支援センターの活動報告，関係者間の情報共有等を実施

3 地域包括支援センター運営会議 <区・支所主催>

開催状況	
19年度	148回
20年度	152回
21年度	149回

- ・ 主な構成メンバーは，地域包括支援センター，支援（支援保護）課，福祉介護課，保健センター，社会福祉協議会，地域介護予防推進センターなど

4 専門職員会議 <地域包括支援センター主催>

開催状況	
19年度	385回
20年度	394回
21年度	388回

- ・ 半数以上の福祉事務所において，会議場所の提供・職員の参加を実施

5 地域ケア会議 <地域包括支援センター主催>

開催状況	
19年度	297回
20年度	333回
21年度	353回
22年度（9月末現在）	161回

- ・ 主に学区単位で実施しており，構成メンバーは，地域包括支援センター，支援（支援保護）課，民生・児童委員，老人福祉員，社会福祉協議会，地域介護予防推進センターなど
- ・ 222学区中，105学区で第1回目を開催済み（47.3%）（22年9月末現在）

6 養護者による虐待について（平成21年度）

		地域包括C	区役所・支所	合計	(参考) 平成20年度	
1	相談・通報件数	301	99	400	389	
	虐待認定内数	223	81	304	295	
2	通報者等 (重複有)	被虐待者本人	40	8	48	53
		家族・親族	44	8	52	42
		職務上知り得た者	183	71	254	252
		その他（一般市民）	57	19	76	84
		小計	324	106	430	431
3	虐待の 種別 (重複有)	身体的虐待	139	58	197	191
		介護等の放棄等	59	20	79	85
		心理的虐待	97	26	123	116
		性的虐待	2	0	2	2
		経済的虐待	66	16	82	75
		小計	363	120	483	469
4	被虐待者の性別	男	66	19	85	77
		女	158	62	220	221
		不明	0	0	0	0
		小計	224	81	305	298
5	居住状況	虐待者と同居	178	71	249	246
		虐待者と別居	39	10	49	41
		その他	6	0	6	8
		小計	223	81	304	295
6	虐待者の 続柄 (重複有)	夫	48	20	68	61
		妻	17	8	25	16
		息子	70	34	104	123
		娘	44	10	54	55
		その他	55	13	68	55
		小計	234	85	319	310
7	対応状況 (重複有)	事実確認	273	92	365	355
		措置入所等分離による 保護	67	48	115	110
		面会の制限	6	6	12	13
		立入調査	0	0	0	0
		養護者の指導・助言	44	14	58	54
		権利擁護に関する対応	13	5	21	15
		小計	403	165	571	547

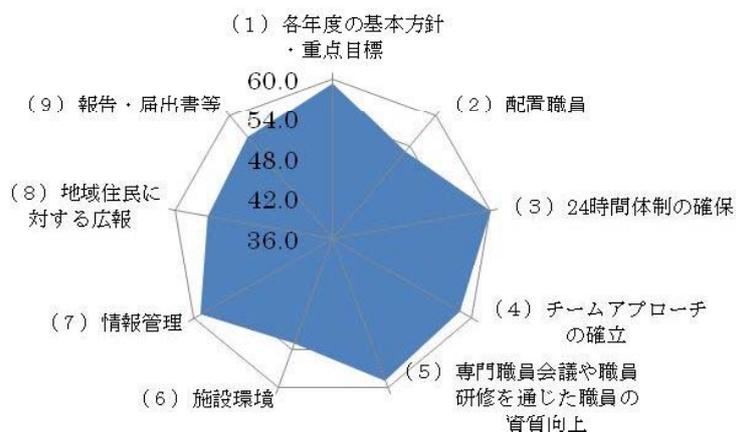
※ 養護者とは、高齢者を現に養護するものであって養護施設従事者等以外の者を指す。

7 自己評価表の取組状況について

平成22年度から、各地域包括支援センターは、自己評価表によって、業務運営の振り返りを行い、前年度の自己評価を行うこととしている。(別紙)

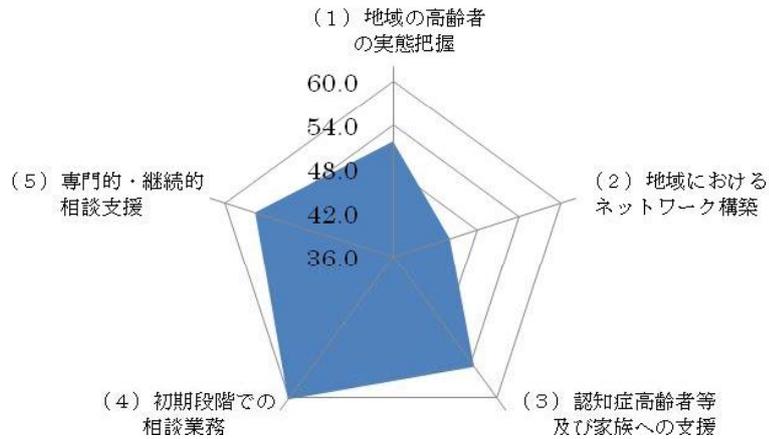
以下のグラフは、自己評価表の「できている」を1pt、「一部できている」を0.5pt、「できていない」を0ptとして、全61センター分を取りまとめた。(最大61pt)

1. 基本的事項<平均56.8pt>



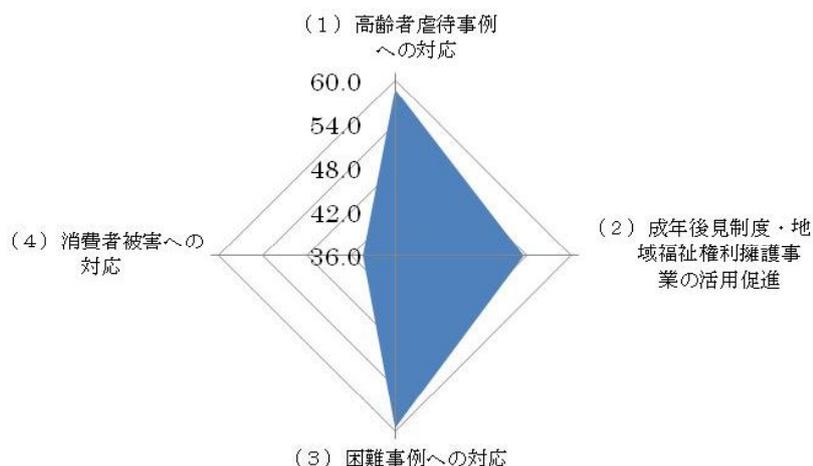
- 各年度の基本方針・重点目標の理解や24時間体制の確保、チームアプローチの徹底については、充分取り組まれている。
- 職員の資質向上については、職場外の研修や専門職会議への機会が確保できている。
- 情報管理については、センターを施錠している。または、施錠可能な保管庫で個人情報適切に管理できている。
- 配置職員の専門3職種（保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員）の欠員による臨時的補充措置はできているが、欠員自体が速やかに補充できていない。
- 施設環境は、看板や案内表示が掲示できていなかったり、他事業所の施設内にセンターを設置している等の理由により、利用しやすさやプライバシーが守れるような場所（個室等）に相談スペースが設置できていないところがある。
との認識である。

2. 総合相談支援業務<平均52.6pt>



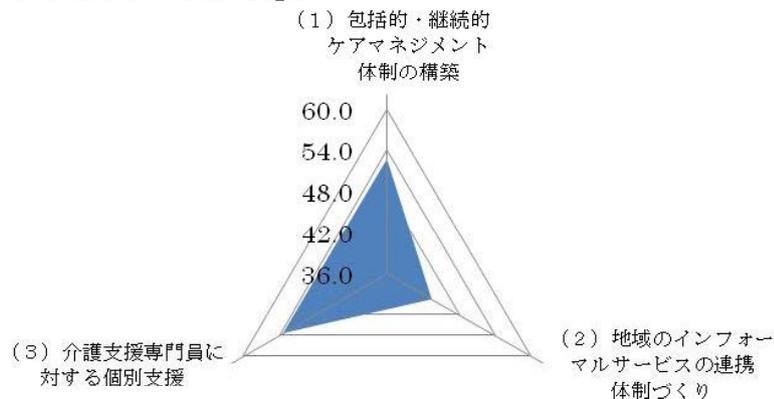
- 初期段階での相談業務は、概ねできていたが、一部のセンターでは、専門的・継続的相談支援という点で、定期的なモニタリングができていない。
- 地域の高齢者の実態把握や地域におけるネットワーク構築については、地域マップやリスト作成、社会資源の把握、地域役員へ学習会の提供、見守りネットワーク作りが、まだ充分できていない。
との認識である。

3. 権利擁護業務<平均52.7pt>



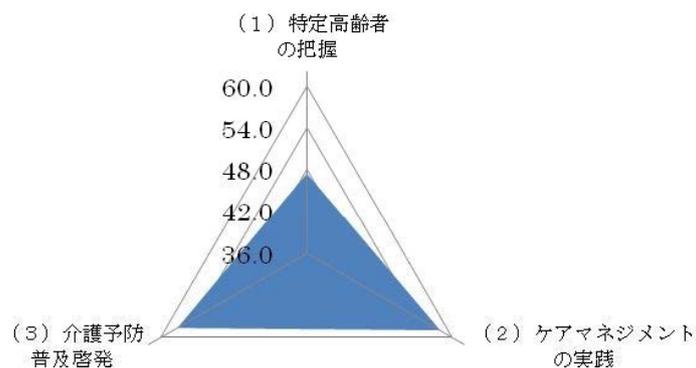
- 高齢者虐待事例への対応、成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の活用促進、困難事例への対応は概ねできていたが、成年後見制度等の制度を普及するための広報が、一部できていない。
- 消費者被害への対応については、地域の消費者被害の状況が充分把握できておらず、地域の協力者（民生委員等）に情報提供できていない。
との認識である。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント 支援業務<平均52.2pt>



- 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築では、医療機関・関係機関（医師会，民生委員等）と連携しており，介護支援専門員に対する個別支援では，相談窓口を設置し，必要な情報提供や助言指導，困難事例に対する支援をする等，概ねできている。
- 地域のインフォーマルサービスの連携体制づくりについては，活動内容の把握や情報の整理が充分できていない。
との認識である。

5. 介護予防ケアマネジメント事業 (特定高齢者施策) <平均54.6pt>



- ケアマネジメントの実践や介護予防普及啓発は行えているものの，その前提となる特定高齢者の把握について，特定健診等と同時実施する生活機能評価以外の，健康すこやか学級等では充分できていない。
との認識である。

8 平成21年度収支状況について

(単位：千円)

収入内容	
委託料	16,902
介護報酬等	9,157
その他	188
合計	26,247
支出内容	
人件費	21,515
管理費	2,888
委託費 (介護予防ケアプラン)	634
繰出金	488
合計	25,525
収支額	722

※61センター平均

黒字（単年度）：35センター

赤字（単年度）：26センター

9 平成22年度収支予算について

(単位：千円)

収入内容	
委託料	17,353
介護報酬等	9,184
その他	291
合計	26,828
支出内容	
人件費	22,376
管理費	2,574
委託費 (介護予防ケアプラン)	637
繰出金	246
合計	25,833
収支額	995

※61センター平均

大項目	中項目	小項目	実施状況(達成度)			補足説明欄 (自己評価についてのコメント)
			できている	一部できている	できていない	
1. 基本的事項	(1)	各年度の基本方針・重点目標	当該年度の地域包括支援センター事業計画書の目標が職員に理解されている			
	(2)	配置職員	各専門職種が配置されている。もしも欠員が生じたとしても包括業務に支障をきたさぬよう、臨時的措置を講じている			
	(3)	24時間体制の確保	相談窓口としてセンターの休館や職員不在の際に、何らかの形で住民からの相談に応じる体制がある			
	(4)	チームアプローチの確立	包括業務をするにあたり、各専門職種がそれぞれの専門性を活かして業務にあたっている			
			職員間でミーティングを定期的に行うなど、情報を共有している			
	(5)	専門職員会議や職員研修を通じた職員の資質向上	職場外の研修への機会を確保している			
			職場内の研修(伝達研修、法人内研修等)への機会を確保している			
			研修以外にも専門職員会議を通じて、職員の資質向上を図っている			
	(6)	施設環境	高齢者や地域住民に分かりやすいようにセンターの看板や案内表示が掲示されている			
			利用しやすさやプライバシーが守れるような相談場所が確保されている			
			法人内の他の事業所とは独立した執務室を設置している、または他のサービス部門と同一区画を利用する場合は、パーティション等の遮蔽物により、他のサービス部門と区分けをしている			
	(7)	情報管理	相談記録を適切に管理している			
地域包括支援センターが施錠できるようになっている。または、施錠可能な保管庫を持ち、得られた個人情報を適切に管理している						
関係機関との連携において、個人情報をやりとりする必要がある場合は、あらかじめ利用者に説明し、同意を得ている						
(8)	地域住民に対する広報	パンフレット・チラシを作成、配布し、包括の活動を周知している				
(9)	報告・届出書等	職員の変更があった際、事業変更届出書を速やかに提出している				
		地域包括支援センター運営事業利用状況報告書、特定高齢者施策状況報告書、虐待統計報告などの報告書を期日までに提出している				
		包括支援センターに対する苦情があれば内容を把握し、本人及び家族の意向を尊重しながら対応している。また、苦情内容を記録化し、閲覧するなどセンター内で情報を共有している				

大項目	中項目	小項目	実施状況(達成度)			補足説明欄 (自己評価についてのコメント)
			できている	一部できている	できていない	
2. 総合相談支援業務	(1) 地域の高齢者の実態把握	担当圏域の第一号被保険者数(高齢者人口)や単身高齢者世帯数等を把握している				
		統計情報(国勢調査等)により、担当学区の基本情報を把握している				
	(2) 地域におけるネットワーク構築	定期的に地域ケア会議を開催している				
		既存のネットワーク(民協定例会、健康すこやか学級、老人クラブ等)を利用して、地域実情に応じた各種ネットワークの構築、支援を行っている				
		地域住民や関係機関(社協、旧在宅介護支援センター等)に協力して地域マップやリスト(高齢者マップ、医療機関マップ、防災マップ等)を作成・整理し、地域の社会資源を把握している				
		地域役員(民生委員、老人福祉員等)に、高齢者虐待に関する基礎理解を得られるような情報や学習機会を提供している				
		虐待の疑いがあるケースに対して、見守り支援ができるように、見守りネットワーク作りへの取組を行っている				
	(3) 認知症高齢者等及び家族への支援	認知症高齢者に関する基礎理解を得られるような情報提供や学習機会(認知症あんしんサポーター養成講座の開催等)を提供している				
		相談内容に応じて専門医・専門機関の情報を提供するなど、早期発見・対応に向けた支援をしている				
	(4) 初期段階での相談業務	相談があれば速やかに対応するなど、相談者と信頼関係構築に努めている				
		積極的に訪問活動をし、実態の把握に努めている				
		的確に状況を把握し、緊急性の有無を判断している				
		相談内容は全て記録化している				
	(5) 専門的・継続的相談支援	相談内容に応じて関係機関と連携している				
		困難事例等についてケースカンファレンスを開催する等、適宜関係機関と連携し、支援の方向性を検討している				
専門的・継続的な支援が必要な場合には、個別の支援計画を策定し、支援内容について定期的にモニタリングを行っている						

大項目	中項目	小項目	実施状況(達成度)			補足説明欄 (自己評価についてのコメント)
			できている	一部できている	できていない	
3. 権利擁護業務	(1) 高齢者虐待事例への対応	京都市の高齢者虐待対応マニュアルに沿った対応をしている				
		虐待や虐待の疑いのあるケースの通報を受けた場合には、区役所支援(保護)課と連携し、適切に対応している				
		相談事例に対して適宜会議(虐待判定会議、ケースカンファレンス等)の開催、関係機関との連携など支援の方向性を検討し、対応している				
		老人福祉施設等へ措置入所が必要と判断される場合には、区役所支援(保護)課に速やかに状況を報告し、措置等に向け連携している				
	(2) 成年後見制度・地域福祉権利擁護事業の活用促進	相談業務等から高齢者の判断能力を把握し、成年後見制度を利用する必要性を判断している				
		成年後見制度の利用が必要と判断した場合、本人及び親族に対して成年後見制度の手続方法等を説明し、申立が行えるように支援している				
		地域福祉権利擁護事業の利用が必要と判断した場合、本人(家族)に対して地域福祉権利擁護事業の手続方法等を説明し、制度利用ができるように支援している				
		制度を広く普及させるための広報を行っている				
	(3) 困難事例への対応	困難事例の相談があった場合、必要に応じて訪問するなど実態把握を行っている				
		困難事例を把握した場合には、各専門職種が連携して対応策を検討している				
		困難事例の実態把握のための取組として、地域のネットワークや関係機関との連携体制を活用している				
	(4) 消費者被害への対応	地域における消費者被害の状況を把握している				
把握した消費者被害の情報を地域の協力者(民生委員等)に提供している						
消費者被害の事例を把握した場合、関係機関(京都市市民総合相談課、区役所支援(保護)課等)に連絡し、対応を行っている						
専門機関(京都市市民総合相談課、警察等)と連携し、消費者被害の防止のための普及啓発・連携体制作りを行っている						

大項目	中項目	小項目	実施状況(達成度)			補足説明欄 (自己評価についてのコメント)
			できている	一部できている	できていない	
4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	(1) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	医療機関・関係機関(医師会, 病院地域連携室, 民生委員, 老人福祉員, 警察, 消防等)と連携している				
		介護支援専門員と他職種(医療機関等)が連携できるよう支援している 〔例: 地元医師会を通じて行う意見交換など〕				
		入院・入所, 退院・退所時に必要に応じてケースカンファレンスを実施する等, 医療機関(医師, 看護師, MSW)と介護保険施設, 居宅介護支援事業所(各介護支援専門員等)とが連携できるように調整, 支援している				
		サービス事業者と居宅介護支援事業者とが連携できるよう支援している 〔例: ヘルパー事業所連絡会開催支援など〕				
		地域の保健・医療・福祉サービスに関する情報収集及び必要に応じた関係機関(医療・福祉施設)への情報提供を行っている				
	(2) 地域のインフォーマルサービスの連携体制づくり	地域のインフォーマルサービスとの連携体制づくりとして, 活動内容や特徴を把握し, 情報の整理を行っている				
	(3) 介護支援専門員に対する個別支援	介護支援専門員に対し, 相談窓口を設置し, 必要な情報提供や助言指導を行っている				
		介護支援専門員が抱える困難事例に対する支援(同行訪問, サービス担当者会議開催支援)を行っている				
		介護支援専門員からの相談票等の記録を残し, 再度相談があった際に活用できるようにしている				
		電話, 訪問面接以外に, 介護支援専門員が相談しやすいよう, 手紙やFAX(相談連絡票の作成など)等の多様な相談経路を設けている				
ケアマネジメントの質の向上のために, 介護支援専門員に必要な情報提供, 研修の実施等を行っている						

大項目	中項目	小項目	実施状況(達成度)			補足説明欄 (自己評価についてのコメント)
			できている	一部できている	できていない	
5. 介護予防 ケアマネジメント事業 (特定高齢者施策)	(1) 特定高齢者の把握	基本チェックリストから特定高齢者候補者を把握し、介護予防サービス利用に向けアプローチしている				
		介護保険非該当者(特定高齢者候補者)に対し、介護予防サービス利用に向けてアプローチしている				
		基本チェックリスト以外の多様な経路(健康すこやか学級・老人クラブ等)から特定高齢者候補者を把握している				
		情報提供機関と必要に応じて連携を行っている				
	(2) ケアマネジメントの実践	課題分析(一次アセスメント)を適切に行っている				
		アセスメント結果等の個人情報に関する取扱いについて、対象者に説明し同意を得ている				
		対象者及び家族と面接しながら、介護予防ケアプラン作成を適切に行っている(目標、利用サービスなどの決定)				
		事業実施状況、目標達成、事業の適切性、新たな介護予防ニーズの有無について、的確にモニタリングを行っている				
		必要に応じて関係機関(地域介護予防推進センター等)と連携を図り、情報や結果を還元している				
		効果の評価を適時・適切に行っている				
	(3) 介護予防普及啓発	特定健診会場等で介護予防普及啓発活動を行っている				
		地域の会議やイベント等を利用して、地域住民や利用者への介護予防の啓発を行っている				
		必要に応じて介護予防のパンフレット、リーフレット、DVD等を活用している				

【その他独自の取組】

【総合評価】

【課題】

【今後の取組など】